

Weekly Report

第569号
令和2年9月14日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

令和2年分の年末調整における申告書

基礎控除や給与所得控除の見直し等により、年末調整において提出する申告書などが変わります。

◎基礎控除申告書……基礎控除の控除額を10万円引上げるとともに、合計所得金額が2400万円超の場合は控除額が逡減し、2500万円超の場合は適用できないことになりました。これに伴い、「給与所得者の基礎控除申告書」を提出する必要があります。

◎所得金額調整控除申告書……基礎控除額を引上げる一方で、給与所得控除額は10万円引下げられ、給与収入が850万円超の場合は195万円が控除上限額となりました。ただし、給与収入が850万円超の方でも本人が特別障害者である場合や23歳未満の扶養親族などがいる場合は給与収入（1千万円超の場合は1千万円）から850万円を控除した金額の10%を控除する所得金額調整控除が設けられています。これに伴い、対象者は「所得金額調整控除申請書」を提出する必要があります。

◎ひとり親控除の創設及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴う申告……令和2年度税制改正により、

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われ、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子がいるなどの場合は、ひとり親控除（35万円）が受けられます。また、寡婦（寡夫）控除はひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改組され、扶養親族がいる寡婦も合計所得500万円以下等の要件が追加されるなど見直されました。この改正は令和2年分から適用され、改正前は寡婦（寡夫）控除の対象外だった方がひとり親に該当する場合などは「扶養控除等（異動）申告書」の提出が必要です。

家賃支援給付金の申請状況とよくある不備

家賃支援給付金は9月6日までに約43万件が申請し、約9万2千件に給付が行われています。

なお、申請の際は以下のような不備がないかを確認しましょう。

- 賃貸借契約書について、3月31日と申請日時点の両方で有効であることが確認できない、賃貸人と借入人の署名又は記名押印が確認できないなど。
- 通帳等の支払実績の証明書類について、口座名義人・振込先・日付・金額が確認できないなど。
- 給付金の振込口座について、通帳の口座名義と申請者が一致していないなど。
- 添付書類について、画像がぼやけており読み取れない、マイナンバーが記載されているなど。

今月19日からイベント開催制限を緩和

政府は、新型コロナの感染予防のために実施していたイベントの開催制限を今月19日から緩和し、上限5千人とした人数制限を撤廃します。

これにより、観客が歓声や声援などの大声を発することがないイベント（クラシックコンサートやミュージカル、講演会、展示会など）は施設の収容人数の100%以内まで可能となります。

一方、大声を発するイベント（スポーツイベントやロックコンサート、ライブハウスなどのイベントなど）は収容人数の50%までとなります。